

岡山県汚染土壌等の処理に係る指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）に定めるもののほか、汚染土壌等の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、令、規則及び処理業省令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 汚染土壌等 汚染土壌及び特定有害物質による汚染状態が規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない土壌をいう。
- 二 汚染土壌等搬出者 汚染土壌等を要措置区域等又は要措置区域等外の土地から搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）をいう。
- 三 事業予定区域 汚染土壌処理施設を設置し、又は変更して事業を行おうとする区域をいう。
- 四 汚染土壌等関係事業者 汚染土壌処理業者、汚染土壌等搬出者その他汚染土壌等の処理に関係する者をいう。
- 五 県外汚染土壌等 岡山県（岡山市及び倉敷市を含む。）の区域外から搬出される汚染土壌等をいう。
- 六 県外汚染土壌等搬出者 汚染土壌等搬出者のうち、県外汚染土壌等を搬出し、岡山県内の汚染土壌処理施設で処理しようとする者をいう。
- 七 一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理令」という。）第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受けたもの又は廃棄物処理法第9条の3第1項の届出がされたものをいう。
- 八 産業廃棄物管理型最終処分場 廃棄物処理令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたものをいう。

(県の基本方針)

第3条 県は、法に基づく汚染の除去等の措置の原則が原位置における土壌汚染のリスクの低減又は管理であることに鑑み、汚染土壌等の搬出は最小限となるよう汚染土壌等関係事業者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 県は、産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量への影響等の観点から、汚染土壌等の県内の産業廃棄物管理型最終処分場への搬入は最小限となるよう汚染土壌等関係事業者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 県は、前項の方針に基づき、汚染土壌処理施設で汚染土壌等の処理を行うに当たっては、当該汚染土壌処理施設が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として廃棄物と混合して処理することを認めないものとする。

- 一 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場である場合
- 二 廃棄物処理施設であって、熱源等として廃棄物を利用し、処理後に当該処理した物が廃棄物とならない場合
- 三 セメント製造施設である廃棄物処理施設であって、廃棄物を原料として利用し、適切な管理がされている場合
- 四 特別な事由のあるものとして知事が認める場合

(県の責務)

第4条 県は、法、令、規則、処理業省令及びこの要綱（以下「土対法等」という。）に基づき、汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌処理業の適正な運営及び汚染土壌処理施設の適正な維持管理に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 県は、土対法等に基づき、汚染土壌等関係事業者（汚染土壌処理業者を除く。）に対し、汚染土壌等の適正な管理及び処理に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(汚染土壌処理業者の責務)

第5条 汚染土壌処理業者は、土対法等に定める事項並びに土対法等に基づく県の指導及び助言を遵守し、汚染土壌等を適正に処理するものとする。

2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設で処理する汚染土壌等について、あらかじめ特定有害物質による汚染状態等を正確に把握し、適正な処理を行うための管理体制の整備を図るとともに、汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては、土対法等を遵守し、安全管理体制の整備など生活環境の保全上必要な措置を講じるものとする。

3 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の適正な処理に関する知識の研鑽をはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員等に対する教育にも努めるものとする。

4 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設を設置するに当たっては、土対法等の基準を遵守するとともに、大気の実全、水質の実全、水道の取水地点等における利水、道路交通の実全等周辺環境に十分配慮した措置をとるものとする。

(汚染土壌等搬出者の責務)

第6条 汚染土壌等搬出者は、土対法等に定める事項並びに土対法等に基づく県の指導及び助言を遵守し、汚染土壌等の適正な管理を行うものとする。

第2章 汚染土壌処理業の許可申請に係る事前協議

(許可申請に係る事前協議)

第7条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者（以下「計画者」という。）は、あらかじめ、当該申請に係る事業予定区域を管轄する県民局長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前協議を終了しなければならない。

- 一 法第22条第1項の規定による許可の申請
- 二 法第23条第1項の規定による変更の許可の申請

2 法第22条第4項の規定による許可の更新のみを受けようとする場合については、前項の規定は適用しない。

(事業概要書)

第8条 計画者は、あらかじめ事業概要書（様式第1号）を県民局長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業概要書の提出部数は、正本1部、副本3部（県民局長が別に指示する場合はその部数）とする。
- 3 第1項の事業概要書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。
 - 一 付近の見取図
 - 二 事業予定区域の周囲1キロメートル以内の地形図
 - 三 事業予定区域における汚染土壌処理施設、設備等の配置図
 - 四 汚染土壌処理施設の概要図及び当該施設の処理能力の根拠を示す書類
 - 五 事業予定区域に係る土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第6条第1項に規定する登記所に備え付けてある同法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（公図）の写し
 - 六 汚染土壌処理施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の計画を記載した書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図面等
- 4 生活環境影響調査の方法は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月4日付け、環廃第060904002号・環産廃第060904004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に準じるものとする。

（留意事項の通知等）

- 第9条** 県民局長は、事業概要書の提出を受けた場合は、事業予定区域が属する地区を管轄する市町村長及び県民局長が必要と認める市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対して、当該事業概要書を添付の上、生活環境保全上の見地及び関係法令等の観点からの意見を照会するものとする。
- 2 県民局長は、前項の照会の結果を踏まえ、計画者に対し、事業概要書に係る留意事項等（以下「留意事項」という。）を通知するものとする。
 - 3 計画者は、前項の留意事項の通知を受けたときは、必要な措置を検討の上、講じた措置の内容を様式第2号により県民局長に報告しなければならない。

（事前計画書）

- 第10条** 計画者は、前条第3項の規定による報告をした後に、第7条第1項第1号又は第2号に係る事前計画書（様式第3号又は第4号）を県民局長に提出しなければならない。
- 2 前項の事前計画書の提出部数は、正本1部、副本3部（県民局長が別に指示する場合はその部数）とする。
 - 3 第1項の事前計画書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - 一 処理業省令第2条第2項各号に定める書類及び図面
 - 二 生活環境影響調査の結果を記載した書類（事業予定区域及び周辺の状況に著しい変化がない限り、既存の生活環境影響調査の結果は現況把握の調査の日から概ね5年以内のものについては利用することができる。）
 - 三 次に掲げる者（以下「地元住民等」という。）の同意書
 - ア 事業予定区域に隣接する土地について、所有権その他の物権又は使用若しくは収益を目的とする権利を有する者
 - イ 地元地区（事業予定区域が属する地区及び事業予定区域の境界からの距離が直線でおおむね500メートルの範囲内にある住家が属する自治会等）の住民の代表者
 - ウ 放流先（排水口の下流おおむね500メートル以内の公共用水域）の水利関係者
 - 四 事業の実施に当たり必要な関係法令等の手続の進捗状況及び見通し
 - 五 その他知事が必要と認めるもの

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第3号に定める同意書の添付を省略することができるものとする。
- 一 汚染土壌処理業の許可を受け、営業を行っている者が、地元住民等と汚染土壌の処理について、環境保全協定、同意書その他これらに類する書類を取り交わし、その範囲内において変更許可の申請をしようとするとき。
 - 二 汚染土壌処理施設の更新（処理能力の増大を伴わないものに限る。）又は環境への負荷の低減を図るための設備を整備しようとするとき。
 - 三 その他知事が認めるとき。

（関係市町村長への意見照会）

- 第11条** 県民局長は、事前計画書が提出されたときは、関係市町村長に対して、当該事前計画書を添付の上、生活環境保全上の見地及び関係法令等からの意見を照会するものとする。
- 2 関係市町村長は、前項に定める意見照会に対する回答を行うものとする。

（指導事項の通知等）

- 第12条** 県民局長は、前条第1項の照会の結果を踏まえ、事前計画書の内容を審査し、指導すべき事項があると認めるときは、計画者に対してその事項（以下「指導事項」という。）を通知するものとする。
- 2 計画者は、指導事項の通知を受けたときは、必要な措置を検討の上、講じた措置の内容を様式第5号により県民局長に報告しなければならない。

（事前協議終了の通知）

- 第13条** 県民局長は、事前計画書の内容又は前条第2項の規定による報告が適当であると認めるときは、計画者及び関係市町村長に対し、当該事前計画書の審査終了（以下「事前協議終了」という。）の通知を行うものとする。

（事前協議終了の有効期間）

- 第14条** 事前協議終了の有効期間は、前条の規定による事前協議終了の通知をした日から2年間とする。ただし、事前協議終了の通知を受けた者（以下「事前協議終了者」という。）から有効期間延長申出書（様式第6号）が提出され、県民局長が正当な事由があると認めるときは、その有効期間を延長することができるものとする。

（工事着手届等）

- 第15条** 事前協議終了者は、汚染土壌処理施設の設置等の工事に着手する前に、工事着手届出書（様式第7号）を県民局長に提出しなければならない。
- 2 事前協議終了者は、汚染土壌処理施設の設置等の工事が完成したときは、施設完成届出書（様式第8号）を県民局長に提出しなければならない。

（施設の完成確認検査）

- 第16条** 県民局長は、前条第2項の規定による施設完成届出書が提出されたときは、当該施設の完成確認検査を行うものとする。

（許可申請の時期）

- 第17条** 第15条第2項の規定による施設完成届出書を提出した者は、前条の規定による施設の完成確認検査を受け、汚染土壌処理施設完成確認検査済証を受けた後に、法第22条

第1項又は法第23条第1項の規定による許可の申請を行うものとする。

(専門的知識を有する者の意見聴取)

第18条 県民局長は、法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による許可の申請を受理したときは、生活環境の保全に関する事項について専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

(環境保全協定の締結)

第19条 事前協議終了者は、汚染土壌処理施設の設置、管理等に関し、必要に応じ関係市町村長と環境保全協定を締結するものとする。

第3章 県外汚染土壌等の搬入に係る事前協議

(県外汚染土壌等の搬入に係る事前協議)

第20条 汚染土壌処理業者は、県内に搬入される県外汚染土壌等を処理しようとする場合は、処理を行う汚染土壌処理施設を管轄する県民局長と協議(以下「県内搬入事前協議」という。)を行わなければならない。

(県内搬入事前協議書の提出)

第21条 県内搬入事前協議を行おうとする汚染土壌処理業者は、当該協議に係る県外汚染土壌等の搬入が開始される日の3月前までに県内搬入事前協議書(様式第9号)を県民局長に提出しなければならない。

- 2 前項の県内搬入事前協議書の提出部数は、正本1部、副本1部(県民局長が別に指示する場合はその部数)とする。
- 3 第1項の県内搬入事前協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - 一 処理する県外汚染土壌等の特定有害物質による汚染状態等を記載した書類(分析証明書等)
 - 二 県外汚染土壌等の搬入の経路図
 - 三 県外汚染土壌等搬出者との契約書の写し
 - 四 県外汚染土壌等の処理方法及びその計画
 - 五 その他知事が必要と認める書類等

(県民局長による指導等)

第22条 県民局長は、第3条及び第4条の規定により、県内搬入事前協議に係る汚染土壌処理業者及び県外汚染土壌等搬出者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 県民局長は、県内搬入事前協議を受けた場合において必要があると認めるときは、当該県外搬入事前協議に係る県外汚染土壌等の搬出場所を管轄する都道府県又は令第8条に規定する市(以下「政令市」という。)の土壌汚染対策担当部局長に意見を照会するものとする。
- 3 県民局長は、県内搬入事前協議に係る県外汚染土壌等の搬入の可否を当該県内搬入事前協議に係る汚染土壌処理業者及び前項で意見を照会した都道府県又は政令市の土壌汚染対策担当部局長に通知するものとする。
- 4 汚染土壌処理業者は、県民局長から県内搬入事前協議に係る搬入を了承する旨の通知を受理した後でなければ当該県内搬入事前協議に係る県外汚染土壌等の搬入及び処理を行ってはならない。

(協議内容の変更)

第23条 汚染土壌処理業者は、県内搬入事前協議を行った後に、当該県内搬入事前協議に係る内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに県民局長と協議しなければならない。

2 第21条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の協議について準用する。

(処理終了後の報告)

第24条 汚染土壌処理業者は、県内搬入事前協議に係る県外汚染土壌等の処理及び搬出が終了したときは、速やかに処理・搬出終了報告書(様式第10号)を県民局長に報告しなければならない。

第4章 汚染土壌等の処理等に係る報告等

(汚染土壌等の処理に係る報告)

第25条 汚染土壌処理業者は、法第22条第8項の規定による記録の写しを四半期ごとに1回、四半期経過1月後までに県民局長に提出しなければならない。

2 汚染土壌処理業者は、毎年6月30日までに、前年度の処理業省令第5条第28号の規定による記録の写しを県民局長に提出しなければならない。

(地下水基準に継続して適合している旨の確認に係る申請)

第26条 処理業省令第5条第20号ただし書の確認を受けようとする者は、地下水基準に継続して適合している旨の確認に係る申請書(様式第11号)を県民局長に提出しなければならない。

(許容限度を超える大気有害物質を継続して排出していない旨の確認に係る申請)

第27条 処理業省令第5条第21号ロの確認を受けようとする者は、許容限度を超える大気有害物質を継続して排出していない旨の確認に係る申請書(様式第12号)を県民局長に提出しなければならない。

(汚染土壌等の処理に係る事故時の措置)

第28条 汚染土壌処理業者は、法第22条第9項に該当する事故が発生したときは、直ちに県民局長に届出を行い、環境保全上の支障を除去する等適切な応急措置を講ずるとともに、事故の状況等を速やかに県民局長及び関係市町村長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、県民局長は必要に応じ汚染土壌処理業者に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべきことを指示することとする。

3 汚染土壌処理業者は、事故原因の究明に努めるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 汚染土壌処理業者は、事故に係る必要な措置が完了したときは、事故措置完了報告書(様式第13号)により速やかに県民局長及び関係市町村長に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(委任)

第29条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（行政指導の責任者）

第30条 土対法等に基づく行政指導を行う場合において、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第33条第1項に規定する責任者は、事業予定区域又は汚染土壌処理施設を管轄する県民局の地域政策部環境課長とする。

附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（適用の区域）

第2条 この要綱の規定は、岡山市及び倉敷市の区域については、適用しない。

附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。